

●各事業計画書に対する意見等

資料5

| No. | 計画書名 | 法人/事業別 | 頁 | 意見 | 名前 | 回答又は対応方針等 | 回答者 |
|-----|---------|--------|----|--|-------|--|------|
| 1 | 全体事業計画書 | | 1他 | 1.1の最後の2パラグラフで、「持続可能な『水道経営』」という表現があるが、そのまま読めば水道経営のみ持続可能なものするとも取れるので、『水道経営等』か『公営企業経営』とした方がいいように思われる。細かい所だが、最初の大事な部分なので丁寧に。その他のページにも同様の表現があるので、修正するなら全て。 | 細川委員 | 募集要項および要求水準の内容を引用している表現であるため水道、工業用水道、下水道事業の経営を含んでいるという理解です。 | 運営権者 |
| 2 | 全体事業計画書 | | 5 | ㈱メタウォーター、㈱メタウォーターサービスへの出資比率と議決権比率を明記した方がよいのではないか？（今後の改訂も踏まえて） 協定上は、要件を満たせば出資比率の変更が可能に読めるが、変更するとすればどのような場合か？ | 田邊委員長 | 前段は、追加致します。後半は、特に運営権者および株主として変更は想定しておりません。 | 運営権者 |
| 3 | 全体事業計画書 | | 6 | SPCの役員の経歴と所管について確認したい。 | 田邊委員長 | (非開示情報を含む) | 運営権者 |
| 4 | 自由記載 | | | (株)みずむすびマネジメントみやぎの役員名簿(出身母体を含む) | 橋本委員 | (非開示情報を含む) | 運営権者 |
| 5 | 全体事業計画書 | | 6 | 施設管理部と新OM会社の兼務体制、並びに利益相反防止体制につき確認したい。 | 田邊委員長 | 前段に関して、本会議出席者名簿に示した通り、新OM会社社長と運営権者副社長が兼務している他、各部門責任者が兼務しております。後段に関して、運営会社と新OM会社の2社間利益相反を根本的に排し、事業運営全体で最適な経営を行うため、株主の出資比率をほぼ等しく調整した他、重要事項に関しては株主の事前合意を定めること、株主への業務委託に際しては利害関係のある取締役は議決に加わずに、取締役会決議を求める規程を定める等の施策をとっております。 | 運営権者 |
| 6 | 全体事業計画書 | | 6 | 図2.2-1 各部、各Grの配置人数は、新OM会社の各Grの配置人数は何人か？ | 今井委員 | (非開示情報を含む) | 運営権者 |
| 7 | 全体事業計画書 | | 6 | 先のことではあるが、事業期間完了後に、新OM会社内に蓄積されているノウハウ等の帰属や継承は、どのように整理されているのか？ 他の計画書での記述部分はどこか？ 14頁(3)、30頁「事業終了後の引継、データ提供」、54頁・図5.3-2も。 | 増田委員 | 前段のご質問の回答としては、本事業期間中に得たデータ、記録は当社固有の資産ではないと整理しており、逐次MDP等を活用して県と共有していくとともに、事業期間終了後にはこのデータ、記録を県あるいは県の指定する第三者へ引き継ぎます。 一方で、本事業に限定せず広く他の事業に活用可能なデータの活用方法や評価基準、評価手法およびそれらを元に構築したアプリケーション等は運営権者および新OM会社が保有する知的財産、ノウハウであり、継承の対象とは想定していません。(県および指定する第三者がアプリケーション等の継続使用を希望し、使用料をご負担頂ける場合は除きます。なお、中央監視装置等の県の資産となる設備に帰属する知的財産の使用料は製品寿命の期間分が導入時点で精算されており、ここでいう使用料の対象ではないことを付記しておきます。)現在実施している現事業者との業務引継ぎにおいても基本的に同様の整理でご対応頂いており、引継ぎの対象は過去のデータおよび本事業特有の事象に限定されていません。 後段のご質問の回答としては、各種計画書は要求水準書に定められた内容をそれぞれ示しており、中期および年間の事業計画書等には該当する項目が指定されていないため記載をしておりません。 | 運営権者 |
| 8 | 全体事業計画書 | | 7 | 各種規程の策定予定時期、公開の予定の有無 | 小野寺委員 | 決裁権限規程等の会社運営に不可欠な重要規程類は取締役決議等を経て制定し運用を開始済みです、事業運営に関わる規程類は事業開始までに順次制定することを予定しています。なお、規程類の公開は予定しておりません。(規程等のドキュメントは経営に関する重要なノウハウと認識しています。)ただし、情報公開取扱規程、調達方針、調達運用ルール等の情報は一部公開を予定しております。 | 運営権者 |
| 9 | 全体事業計画書 | | 8 | ㈱メタウォーター内に独立したコンプライアンス・オフィサーがおらず、経営管理部が担う場合、経営に対する歯止めをどうするか、株主との利益相反取引をどうやってチェックするかにつき確認しておきたい。 | 田邊委員長 | 運営権者の組織は経営体制の効率化の観点から、経営管理部が内部統制・法令遵守の監視を行う体制としております。経営管理部の不正等に対しては、技術企画部によるセルフモニタリング、監査等委員による監視、加えて外部とはなりますが親会社への報告、親会社からの監査等を通じて歯止めを掛ける体制となっています。利益相反取引に関してはNo5の回答の通りです。 | 運営権者 |
| 10 | 全体事業計画書 | | 9 | 別紙1の収支計画が財務健全指標をクリアしていることを、別紙1の中で数値を算出して示す方がよいのではないか？（今後の改訂も踏まえて） | 田邊委員長 | 計画書において今後の改訂において対応するとともに、報告書においては明示致します。 | 運営権者 |
| 11 | 全体事業計画書 | | 9 | 新OM会社の経営計画・収支計画についても確認したい。 | 田邊委員長 | 運営権者の委託先である新OM会社の経営計画は、運営権者の事業計画の中に一体のものとして反映されており単独の計画を作成する予定はありません。同様に、収支計画についても運営権者の収支計画の中に反映されており、実施契約書等にもその義務はないことから、他の委託先と同様に委託先単独の収支計画をお示しする予定はありませんが、No.14記載のとおり、新OM会社の単体財務諸表は報告することが可能です。 | 運営権者 |
| 12 | 全体事業計画書 | | 10 | 想定されている金融機関借入、株主劣後ローンの借入条件(金利を含む)について確認したい。 | 田邊委員長 | (非開示情報を含む) | 運営権者 |

| No. | 計画書名 | 法人/事業別 | 頁 | 意見 | 名前 | 回答又は対応方針等 | 回答者 |
|-----|---------|--------|----|---|--------|--|------|
| 13 | 全体事業計画書 | | 10 | 表2-5-2に記載されている株主劣後ローン（短期）の数値の意味について、確認したい。 | 田邊委員長 | 数値に誤記があり、正しくは2.67億円となります。 (以降の回答に非開示情報を含む) | 運営権者 |
| 14 | 全体事業計画書 | | 10 | 新OM会社の経営状況をどこまで開示する予定か確認したい。 | 田邊委員長 | 新OM会社は単体財務諸表を運営権者に提出することとしており、県あるいは経営審査委員会からの要請があれば、新OM会社の単体財務諸表を県を通じて経営審査委員会に報告することは可能です。なお、ホームページ等には運営権者と同様に県に提出した単体財務諸表から勘定項目等を簡略化した財務諸表を公開する予定です。 | 運営権者 |
| 15 | 全体事業計画書 | | 10 | 「情報公開」の窓口については、公開対象資料が県公文書と重なるものもあると考えられることから、県政情報センターで実施を検討されたいこと。 | 尾形委員 | 運営権者と県は、それぞれ情報公開を行うこととなります。 運営権者は要求水準書2.5情報公開及び説明（P15）に従い、本計画書に記載のとおり、事業運営に関する情報を自ら公開します。 一方、県は、運営権者から提出される各種報告書をモニタリングした結果を経営審査委員会に示し、答申を受けた後にホームページにおいて適時情報公開することとなり、県政情報センターでは経営審査委員会の議事録及び資料が閲覧できます。 | 県 |
| 16 | 全体事業計画書 | | 10 | 情報公開 会議録の公開の範囲 | 小野寺委員 | 会議録の公開を予定している会議はありません。 | 運営権者 |
| 17 | 全体事業計画書 | | 11 | 環境対策に関して、各自治体ごとに地球温暖化対策計画（区域施策編）が作成されていますが、計画書の記載内容はこれらとの整合性を図れば良いのではと思われま。 | 尾形委員 | 承知いたしました。今後の改訂において検討致します。 | 運営権者 |
| 18 | 全体事業計画書 | | 11 | 公開対象である年間運転「管理・水質管理、保守点」の「概要」とは、どの程度詳細にHP上で公開されるのか（表2.7-1 一般に向けた編集とは）？ | 増田委員 | No7の回答でも触れておりますが、評価基準や評価手法等につながる情報は知的財産およびノウハウにあたるかと考えており、そのような情報を取り除き、さらに専門的な表現を一般向けに変更する等の編集を加えることを想定しています。 | 運営権者 |
| 19 | 全体事業計画書 | | 12 | 表2.8-1 上水、工水の浄水発生土の有効利用率は達成基準100%となっているが、どのようにモニターするのか？ | 今井委員 | 浄水発生土を全てリサイクル業者（1社）へ委託し、その企業から報告を頂くことで確認できると想定しています。 | 運営権者 |
| 20 | 全体事業計画書 | | 12 | 電力原単位の毎年1%削減については、全体計画の記述によるのか？ | 増田委員 | ご理解の通りです。 | 運営権者 |
| 21 | 全体事業計画書 | | 14 | 複数ある重要評価指標KPIのうち（2）地元企業との連携・協力にある「地元企業の受注率」のみ具体的な値が示されていないようであるが、現段階で未設定ということか。また、「地元企業の受注率”など”」とあるのは、指標は随時追加されるということか。 | 佐野副委員長 | 前段はご理解の通りで現時点で設定しておりません。初年度の実績を踏まえた上で実効性のある目標値を設定する予定です。後段もご理解の通りで、事業運営の中で必要な指標、より良い指標があればKPIの追加、入れ替えをする計画です。 | 運営権者 |
| 22 | 全体事業計画書 | | 14 | （3）地域人材の雇用の中で言及している「事業期間中に直接雇用者の比率を高め、地域人材が中核を担う体制を構築」については、20年の事業期間を視野に入れているので、中期事業計画には該当する内容が入っていない、という理解で良いか。 | 佐野副委員長 | 新規採用者および現事業者からの転籍者は地域（地元）の人材です。将来的には順次出向者が帰任して、地域人材が中核業務を担う体制を構築することにより、地域人材の比率を向上させる予定です。また、各種の計画書は、要求水準書で定められた要領に従って作成しています。中期事業計画には該当する項目（地域貢献）が含まれていないため記載していません。「中期事業計画には該当する内容が入っていない」と言う点については、ご理解のとおりです。但し、別紙の施策リストには、全体・中期・単年度毎に「地域人材の雇用確保」として記載し、実施状況を確認する体制が整っています。 | 運営権者 |
| 23 | 全体事業計画書 | | 14 | 「県民等のコミュニケーション」の観点で、みやぎ管理運営方式の内容や運営権者側の事業・取組みに関して十分な理解がされていないことから、市町村でのイベント（コロナの影響で中止となっているが、本市で言えば「環境フェア」、「産業フェア」等）等でのブース参加で周知と理解を図ることを検討されたいこと。 | 尾形委員 | 承知いたしました。各地のイベント等への出展も検討して参ります。 | 運営権者 |
| 24 | 全体事業計画書 | | 14 | 地元企業や地域人材の活用に当たっては、「チームビルディング」としての構成員が前提であるとも受け取れますが、補足説明をお願いします。発注方法は役所と同様に入札か。 | 尾形委員 | 前段のチームビルディングにおいては、構成員以外の地元企業を排除する意図はありません。これまでの事業運営で活躍されていた地元企業の皆様には引き続き協力をお願いしたいと考えております。後段の調達方法については、現在ルールを調整しているところですが、公共調達と類似の一般競争入札方式、重要度他の制約条件がある場合の指名競争入札方式、随意契約方式等の方法に加えて、民間ならではの調達方式を組み合わせることで対応する予定です。なお、どの手法で調達を行うとしてもその選定や価格決定の妥当性に関して運営権者が説明責任を負っていることは理解しており、受注機会の公平性の確保と地元優先の両立や、結果の公表等についても合わせて県にもご意見を伺いつつルールを定めて参ります。 | 運営権者 |
| 25 | 全体事業計画書 | | 14 | 広報活動 具体的な広報の内容 配布の場合はその範囲 | 小野寺委員 | 年間事業計画書（法人版）において示しております。 | 運営権者 |
| 26 | 全体事業計画書 | | 16 | 水質試験における「毎日検査項目」や「連続監視(常時監視)」と、水質汚染事故対応の連携について教えて欲しい。連続監視における水質悪化を検知した場合の対応は、危機管理マニュアルの「水質汚染事故対応手順」に従うのかどうか。 | 内田委員 | 連続監視において水質悪化が検知された場合も、ご質問の通り水質汚染事故対応手順に従い対応します。同時に臨時水質試験を行い、正確な水質悪化状況の把握を行います。（大崎広域水道の年間運転管理・水質管理計画書「2.6 臨時の水質試験」等をご参照ください。） | 運営権者 |

| No. | 計画書名 | 法人/事業別 | 頁 | 意見 | 名前 | 回答又は対応方針等 | 回答者 |
|-----|---------|--------|--------|--|--------|--|------|
| 27 | 全体事業計画書 | | 24 | 表3.3.2-1の阿武隈川下流域下水の放流水残留塩素濃度が0.2mg/L ± 0.1とあるが、阿武隈川下流域下水道事業の中期（第1料金期間）運転管理・水質管理計画書P7表3.1-3には0.15mg/L ± 0.05とある。どちらかが間違いか？「放流水域により調整」の意味が不明確。 | 佐野副委員長 | 阿武隈川下流域下水道事業の中期（第1料金期間）運転管理・水質管理計画書P7表3.1-3の記載は0.2mg/L ± 0.1が正しいので修正致します。「放流水域により調整」は削除致します。 | 運営権者 |
| 28 | 全体事業計画書 | | 26 | 耐用年数を超えて性能を維持していた実績というのは、維持管理者、維持管理方法が変わってもそのまま信用できるものなのか？こまめな点検や修繕等を行うことによって性能を維持してきたということではないのか。これまでの維持管理状況等を評価した上での方針と理解してよろしいか。 | 細川委員 | ご理解の通り、これまでの維持管理状況（図書）と現地での確認を踏まえた判断をしております。一方で、既存事業者のノウハウに関するとして開示されなかった情報もあることから事業開始後に維持管理をしていく中で、設備状況により計画を調整して参ります。 | 運営権者 |
| 29 | 全体事業計画書 | | 26 | 機械学習を利用する劣化診断技術とはどんなものかを簡単にいいので具体的に教示いただきたい。それが有効となるまでにはどれだけの期間（データ蓄積量）が必要となるのかの見通しも合わせて。 | 細川委員 | 設備の運転データをAIの一種であるデータクラスタリング技術を用いて事前学習させることで、正常データのカテゴリ分類を自動生成し、実際の運転データと比較することで正常かどうかを診断します。データの有効蓄積期間は状況により異なるので一概には言えませんが、経験的に概ね1年間程度を蓄積すればよいと想定しています。なお、学習対象とするデータは関係する様々なパラメータ（流量や圧力、電流等）を収集した上で、最適なデータを選択していくことも並行して行います。 | 運営権者 |
| 30 | 全体事業計画書 | | 26 | 「経過年数は時間計画保全の対象機器の健全度にも反映」とは、具体的には何を意味するのか？年数より実情を重視と言うことか？ | 増田委員 | ご理解の通りです。日々の運転維持管理状況かと将来の劣化状況推定を考慮して更新時期を判断する計画です。 | 運営権者 |
| 31 | 全体事業計画書 | | 28 | 図4.1-2 保守管理Grは施設管理部とされているが、P.6図2.2-1では、施設管理部と新OM会社による維持管理と記載され、新OM会社にも保守管理Grがいるが、役割分担はどのようになっているのか。 | 今井委員 | 運営権者の施設管理部が維持管理業務に関する管理責任を担い、新OM会社に業務委託をして実施するため両社に類似名称の組織が存在しています。 | 運営権者 |
| 32 | 全体事業計画書 | | 29 | 表4.1-1に示された構成員（株主）企業による工事と他の工事における調達手続きの違いは？随意契約と一般競争入札というイメージ？それから調達価格の妥当性はどのように担保しようとしているのか教示いただきたい。関連して、設計業務はDBの場合を除き全て構成員企業が実施するという理解でよろしいか？全体を読むと表4.1-1に示された以外でも構成員が実施するような工事がありそうに思えるが、そういう工事であっても構成員企業に限定はしないという理解でよろしいか？ | 細川委員 | 構成員に委託することを提案時に決定している工事（監視制御システム等の重要設備）に関しては随意契約、その他はご理解の通りです。調達価格の妥当性については、標準歩掛りに準拠し、公表単価の活用や複数社からの見積もり取得等により担保する予定です。設計業務および改築業務は、DB以外の場合は構成員に限定するものではなく、No24に示した調達手法を適用する計画です。 | 運営権者 |
| 33 | 全体事業計画書 | | 29, 46 | 表4.1-1で示された実施予定内容・時期と表4.4-2の予定で整合が取れていないように見えるので再確認願いたい（仙塩流域の焼却設備）。多層燃焼炉への改築は『長寿命化』ではないと考えるが（多層燃焼炉への改築は構成企業の『売り』、『強み』だと思うので）。 | 細川委員 | 29ページに記載した上段の「汚泥焼却設備更新（設計・施工一括）」が長寿命化に該当し、毎年度主要機器の更新を行い、焼却設備としての長寿命化を図っていきます。下段の「汚泥焼却設備多層燃焼炉・バイナリー発電システム改良（設計・施工一括）」が、46ページに記載した「環境負荷低減を踏まえた方式へ改築」に該当します。 | 運営権者 |
| 34 | 全体事業計画書 | | 36 | 表4.2-1 改築方針、表4.2-2 改築計画において具体的にいつ、どこを改築箇所とするといったことはどのように決定するのか？ | 今井委員 | 現時点では健全度評価の実施前であるため、当社で設定する目標耐用年数及び現状の目視確認状況を踏まえて選定しています。事業開始後は健全度評価等に基づき、改築時期や対象設備を選定し、計画を適切に見直していく方針です。 | 運営権者 |
| 35 | 全体事業計画書 | | 39 | (3) 水処理設備 浄水場内など機場内の管路で漏水が発生した際には、だれが修理するのか？ | 今井委員 | 各浄水場や下水処理場毎に責任分界点を定めており（浄水場であれば着水井流入弁と流出弁を責任分界としている）、県と運営権者の管理範囲に応じて対応します。 | 県 |
| 36 | 自由記載 | | | 機場内での管路事故の対応 | 今井委員 | 各浄水場や下水処理場毎に責任分界点を定めており（浄水場であれば着水井流入弁と流出弁を責任分界としている）、県と運営権者の管理範囲に応じて対応します。 | 県 |
| 37 | 全体事業計画書 | | 50 | 汚泥ストックヤードの建設開始が令和7年度、運用開始が令和8年度もしくは9年度と理解している。「整備する」では分かりづらいので、「建設を開始する」等の明確な表現を使用すべき。ストックヤード運用前の汚泥の扱いの記述を見つけることができなかった。 | 佐野副委員長 | ご指摘を踏まえて表現を修正致します。なお、令和6年度に設計、令和7～8年度の2か年で工事を行い、令和9年度より運用開始する計画としています。なお、現行の脱水汚泥の取り扱いと同様に、ストックヤード完成までの焼却設備の停止期間は全量場外排出、産廃処分としています。多大な産廃処分費用と運搬等による環境への負荷が掛かっているため、汚泥ストックヤード整備によりこの期間の場外搬出量の軽減を図ります。 | 運営権者 |
| 38 | 全体事業計画書 | | 53 | 「事業継続が困難になった場合」とは、どのような場合を想定しているのか、確認したい（数値的な目安も含めて）。またその場合の増資対応などを含めた株主責任につき、当社と株主がどのように考えているかを確認したい。 | 田邊委員長 | 事例としては災害等による事業収入の途絶や、同様に予期しない規模で保険で対応できない改築工事が追加発生する等によって資金繰りが悪化する場合がございます。その時点での外部環境にも依存する部分があり、定量的に目安は設定は困難かと思いますが、財務管理面では優先ローンの借入れにおいて財務コベナントDSCRを設定して管理しております。帰責事由によることもありますが、株主責任の取り方としては、少なくとも県が代替の運営体制を構築するまでサービス途絶をさせない手立て（株主企業による一時的な運営体制の引き受け等）を講じることを想定しています。 | 運営権者 |
| 39 | 全体事業計画書 | | 53 | 「財務的に継続困難となる事象」について、具体的にはどのような事象（原因、対策）のシナリオを考えているのか。具体的イメージがあればお教えいただきたい。 | 増田委員 | No38にて回答したとおりです。 | 運営権者 |

●各事業計画書に対する意見等

資料5

| No. | 計画書名 | 法人/事業別 | 頁 | 意見 | 名前 | 回答又は対応方針等 | 回答者 |
|-----|----------------|---------------------------|-------|---|--------|--|------|
| 40 | 全体事業計画書 | | 53 | 新OM会社の事業継続が困難になるのはどのような場合に生じるのか。また、その場合の対応につき確認したい。 | 田邊委員長 | 災害等により運営権者の収入が途絶した場合は、運営権者から支払いを受ける新OM会社も同様に事業継続が困難になる可能性があります。万が一の対応に関してはNo38の運営権者に対する株主の対応に準じます。 | 運営権者 |
| 41 | 全体事業計画書 | | 全体 | 水質管理項目が示された表に（本事業開始時）と記述しているが、事業期間内に改定される可能性があるということか。その場合、改定する手続きはどのようにするか。 | 佐野副委員長 | 水質管理項目は、運営権者が要求水準を確実に遵守するにあたり、適切と思われる自主管理基準値を記載しております。運用開始後、より実効性が高い値、あるいは効率的な運用が行える値への見直しを行う可能性があり、その際には要求水準に従い県の承認のもとで改定を行います。 | 運営権者 |
| 42 | 全体事業計画書 | | 別紙 | 各収支計画の営業収益の欄が一定の値となっているが、各市町村における最低責任水量があるものの、将来的な水の需要量の減少に伴う収益の低下はどのように考えてこの数値としているのか。 | 尾形委員 | ベースとなる水量予測は公募時に県から示されたものが基準となっています。営業収益に関しては、この水量予測に基づき提案した20年の総額を均等割した金額を計上するルールです。実際に収受する金額は、当該数字に水量変動実績を考慮して調整された金額となります。 | 運営権者 |
| 43 | 全体事業計画書 | | 別紙 | 貸借対照表の有形固定資産額の増減理由を教えてください。 | 橋本委員 | (非開示情報を含む) | 運営権者 |
| 44 | 全体事業計画書 | | 別紙 | 令和6年度の貸借対照表無形固定資産の更新投資に係る資産の内訳を教えてください。 | 橋本委員 | (非開示情報を含む) | 運営権者 |
| 45 | 中期事業計画書 | 法人版 | 11 | 図3.3-1 全体事業計画書P.6図2.2-1との関係は何Gr? | 今井委員 | 図2.2-1の新OM会社の「上工水Gr、下水道Gr、保守管理Gr」は、それぞれ「上工水道統括部、下水道統括部、保全管理統括部」が正しいため、図2.2-1を修正致します。 | 運営権者 |
| 46 | 中期事業計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水道事業 | 8 | 受水市町村との調整・対応はどのGrが担当?受水市町村の連絡先は既に把握しているのか? | 今井委員 | 日常的、一般的な連絡は運営権者施設管理部～同各Gr長～新OM会社各事業所長～運転管理班のラインで対応します。各連絡先については、現状で把握が完全ではない部分もあるため、年度末までの県および現事業者との引継ぎの中で整理確認をして参ります。 | 運営権者 |
| 47 | 中期事業計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水道事業 | 10 | 修繕 修繕業務を第三者に契約する際の手続きは? | 今井委員 | 特殊性の高い修繕業務を除き、複数社による相見積もりを基本方針とし、書類により委託先の事業者が、問題なく業務を遂行できることを確認するとともに、MSM社内手順（職務権限に応じた決裁権）により、契約を締結します。ただし、事業開始初年度はリスク管理の観点から、県や現事業者が発注していた委託先との契約を想定しています。 | 運営権者 |
| 48 | 中期事業計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水道事業 | 15 | 図4.3-1 施設管理部（新OM会社兼務）と記載されているが、P.5図3.3-1ではどこに該当するのか? | 今井委員 | 新OM会社の保全管理統括部以下の北の上工水道事業所（広域保全）の組織全体が該当します。 | 運営権者 |
| 49 | 中期事業計画書 | 各流域下水道事業 | 14 | 最後から8行目の「全体最適化」の「全体」は何を指すのか?対象施設全体なのか、個々の流域下水道事業における全体なのか、流域下水道事業全体なのか、下水道以外も含めた全体なのか。「最適化」の基本的な考え方を教示願いたい。劣化度合い、コスト、機能等どのようなものをどのような指標で判断し、重要度はどう評価するかなど1例でいいので。 | 細川委員 | 当該部分の「全体」は個別の事業単位（個々の流域下水道事業）における全体を示していますが、組織としての取り組みは個々の事業の最適化が、事業全体（9個別事業の総体）としての最適化につながると考えております。全体最適化とは、各設備のLCC（主に運転管理費+修繕費+改築費）を低減し、事業全体のアセットマネジメントを行うことで本事業全体のLCCも最小化することを示しています。具体的な手法としては劣化診断技術の導入による修繕時期・内容の精度向上や、リパースエンジニアリングによる長寿命化・延命化等を計画しています。指標としては、修繕費用と改築費用のバランス、突発故障発生件数の抑制を数値化することと想定しており、重要度は、①処理機能への影響、②修繕期間、③修繕金額、④予備機の有無など故障時の影響度合いによって評価する計画です。 | 運営権者 |
| 50 | 中期事業計画書 | 各流域下水道事業 | 16 | 設計・施工一括方式（DB）に適するものは具体的にどんなものを想定しているか教示願いたい。 | 細川委員 | 現時点で確定している計画としては、株主からの提案事項として改築計画に見込んでいる9事業の統合型監視制御システム及び仙塩浄化センターの汚泥焼却施設の長寿命化及び多層燃焼化、バイナリー発電対応の改築を予定しております。今後も複数の工種が組み合わさる複雑な工事、新技術の採用などが想定されるような設備は、受託者の創意工夫が期待されると考えられるため、設計施工一括方式での発注を検討していきたいと考えております。 | 運営権者 |
| 51 | 中期事業計画書 | 損益計算書 | | 水道事業、工業用水道、下水道事業でそれぞれの会計があるが、各年度の決算は会計毎に決算を整理するのか? | 今井委員 | 事業ごとに決算を整理することが要求水準上求められております。 | 運営権者 |
| 52 | 中期事業計画書 | 別紙2 | 別紙2-2 | 表頭の提案書、体系は何を示しているのか 実施年度 R5欄 →は継続の意味か | 今井委員 | 各施策を「みずむすびビジョンの3方針」に分けて区分をしているものです。→は継続を示しています。必要な凡例を追加します。 | 運営権者 |
| 53 | 中期事業計画書・年間事業計画 | 全事業 | | 各事業毎にある「統合型管理制御システム」の機能設計は、既に完了しているのか? | 増田委員 | 概略設計は提案時点で完了しておりますが、現時点で既存設備の詳細情報が取得できていない部分もあり、詳細検討、設計はR4年度に実施する方針です。 | 運営権者 |

●各事業計画書に対する意見等

資料5

| No. | 計画書名 | 法人/事業別 | 頁 | 意見 | 名前 | 回答又は対応方針等 | 回答者 |
|-----|----------------|---------------------------|-------|--|------|---|------|
| 54 | 年間事業計画書 | 全事業 | 12等 | 改築計画の最後の部分で、DB方式も取り入れながらとの記載があるが、年間事業計画であればDB方式を取り入れるものは特定されているのではないのか？あれば明記すべきでは？ | 細川委員 | ご指摘を踏まえて修正させていただきます。全体事業計画書29ページに記載した内容のうち、統合型広域監視制御に係る工事が設計施工の対象となります。 | 運営権者 |
| 55 | 年間事業計画書 | 法人版 | 別紙1 | 損益計算書の売上原価のうち運営費の内訳を教えてください。 | 橋本委員 | 全額が新OM会社を受注者とする業務委託費です。 | 運営権者 |
| 56 | 年間事業計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水道事業 | 5 | 図3.3-1 北部上下水道事務所 事務所長は、年間事業計画書（法人）P.2 図2.1.1の誰かに該当するのか？ | 今井委員 | 保守管理Grの北部上工水エリア長が該当します。 | 運営権者 |
| 57 | 年間事業計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水道事業 | 5 | 図3.3-1 上水、工水、下水の運転管理は24時間機場に社員が常駐するのか？24時間常駐の場合、夜間は何人体制なのか？ 社員の日勤、夜勤の勤務ローテーションは？ | 今井委員 | 非常駐となる熊野堂取水場と鹿島台浄化センターを除き常駐する計画です。夜間は2名体制（仙塩浄化センターは4名）、4日間サイクル（日勤⇒夜勤入り⇒夜勤明け⇒公休）を基本としています。なお、中峰浄水場は季節ごとに業務負荷の差があるため、7月～9月に夜勤2名、10月～6月は夜勤なし宿直2名を予定しています。今後、現事業者との引継ぎをしていく中で、業務内容を精査し必要に応じて体制を見直すことも想定しています。 | 運営権者 |
| 58 | 年間事業計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水道事業 | 5 | 麓山浄水場運転管理班社員、中峰浄水場管理班社員の1週当たりの勤務時間は？ | 今井委員 | 日勤：8時30分～17時15分、夜勤：16時30分～翌9時に4日間サイクル（日勤、夜勤入り、夜勤明け、休日）を基本としてシフトを組みます。 結果、標準的な1週間当りの勤務時間は、日勤者：38.75時間、交代勤務者：約38.9時間となります。 | 運営権者 |
| 59 | セルフモニタリング実施計画書 | | | 改善モニタリング委員会は、どのような基準で構成員を定めるのか？ | 増田委員 | 上下水道分野の技術面での実績の多い有識者を基準として定めます。 | 運営権者 |
| 60 | セルフモニタリング実施計画書 | | 1 | 公営企業の設置等に関する条例第17条では、運営権者は水道法、工業用水道事業法、下水道法その他の法令の規定を遵守し、適正な運営等を行わなければならないこととされている。 これを踏まえ、セルフモニタリング実施計画書については、各法令等の規定の遵守状況を網羅し、適正な運営状況が確認できる内容となるよう、追記する必要がある。 | 菊池委員 | ご指摘を踏まえ、記述の追加を検討致します。 | 運営権者 |
| 61 | セルフモニタリング実施計画書 | | 3 | 運営権者において、3次にわたってのセルフモニタリングが示されているが、例えば「改善モニタリング委員会」からの検証結果、提案等の概要や事業への反映の状況は、宮城県と通して経営審査委員会でも（セルフモニタリング結果報告書等を通して）内容が確認できる仕組みとなっているのか。 委員として予定している公的機関とは具体的にどこか想定しているのか？ | 尾形委員 | 前段の質問に関しては、改善モニタリング委員会の議事等はセルフモニタリング結果報告書や年間業務報告書等で県に報告することを予定しています。後段の質問に関しては、委員は内定しており、水道技術研究センターと日本下水道新技術機構よりそれぞれ1名委員を招聘致します。 | 運営権者 |
| 62 | セルフモニタリング実施計画書 | | 9, 11 | 修繕と改築は一体的に考えるべきなので、修繕計画と改築計画の両方を一括して確認するプロセスは必要と思われるが、そういったものはどこかに入っているのか。それが無い場合はそれが不要と判断した考え方を教示願いたい。 維持管理側の修繕と建設側の改築を一体的に捉えて最適と思われるタイミング、内容で実施できることが本契約の大きな意義・メリットであると考えているので。 | 細川委員 | 改築計画を作成する際には、所管する工務部と修繕・保守計画を所管する施設管理部で事前調整を図るプロセスを計画しており、その結果を踏まえて技術企画部で計画とりまとめを行う体制としております。また、保守・修繕結果は設備・機器台帳に紐づけて管理し、修繕・改築計画双方へ反映していきます。 | 運営権者 |
| 63 | セルフモニタリング実施計画書 | 確認様式：維持管理（大崎広水）-12/21 | | 3-39 受水市町村、河川・ダム管理者との調整等 SPCが地震等の緊急時に受水市町村、河川・ダム管理者と送水量の制限が必要となった場合、SPCはどのように行動するのか、連絡記録をどのように資料としてどのように整理するのか。 | 今井委員 | 運営事業BCP及び危機管理マニュアルに従って緊急時の対応を行って参ります。また、緊急時の対応の実施後はその経緯及び結果等について報告書を作成し県に報告します。 | 運営権者 |
| 64 | 中期運転管理・水質管理計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水道事業 | 7 | 1.4.1 水質試験及び監視の体制 1) 水質試験の実施体制 「運転・プロセス責任者が、日々の水質試験や委託による・・・」とされているが、年間事業計画書（大崎広域、仙台北部工水）P.5 図3.3-1の誰が「運転・プロセス責任者」なのか？ | 今井委員 | 図3.3-1 麓山浄水場 所長代理がプロセス責任者にあたります。分かりにくい表現となっているため図を修正致します。 | 運営権者 |
| 65 | 中期運転管理・水質管理計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水道事業 | 40 | 2.8 レビューにおいて、「確認は、水安全計画策定の責任者がリーダーとなり」とされているが、年間事業計画書（大崎広域、仙台北部工水）P.5 図3.3-1の誰が「水安全計画策定の責任者」なのか？ | 今井委員 | 上工水統括部 統括部長が責任者となりますので、それを明記するよう修正を致します。 | 運営権者 |
| 66 | 中期運転管理・水質管理計画書 | 仙南・仙塩広域水道用水供給事業 | 86 | 表2.3.7 かび臭原因物質 管理基準逸脱時の対応確認表 南部山浄水場 ダム、着水井 管理基準 どの物質に対する基準なのか？ 活性炭注入操作はだれがどのように決定するのか？ | 今井委員 | かび臭原因物質は、ジオスミン、また2-MIB を測定しており、どちらかの値が基準に達した場合となります。活性炭注入開始の判断はプロセス管理者が行い、事業所長承認のもと決定します。 | 運営権者 |
| 67 | 中期運転管理・水質管理計画書 | 仙塩流域下水道事業 | 2 | 2.1 監視、運転操作、制御 「・・・、一元管理により運転員のマルチスキル化も促進します。」と記載されているが、マルチスキル化とは何を意味しているのか？ | 今井委員 | 一元的に管理することで、従来はそれぞれに特化していた水処理と汚泥処理の運転管理に関するスキルを両方備えた人材を育成するという意味です。 | 運営権者 |
| 68 | 中期運転管理・水質管理計画書 | 仙塩流域下水道事業 | 6 | 表3.1-2ポンプ場の欄に「塩素イオン濃度・・・を強化」とあるが、ポンプ場での水質管理を強化するのか？ | 細川委員 | ポンプ場ではなく、浄化センターでの留意となります。記載箇所を修正致します。 | 運営権者 |

| No. | 計画書名 | 法人/事業別 | 頁 | 意見 | 名前 | 回答又は対応方針等 | 回答者 |
|-----|----------------|----------------------------|-----|--|--------|--|------|
| 69 | 中期運転管理・水質管理計画書 | 阿武隈川下流域下水道事業 | 6 | 表3.1-2ポンプ場の欄に「高濃度リン・・・監視を強化」、「BOD/T-N比・・・に留意」という記述があるが、前者はポンプ場でリン濃度を監視ということか？後者はポンプ場で留意すべき点があるのか？ | 細川委員 | No68の回答と同様です。記載を修正致します。 | 運営権者 |
| 70 | 中期運転管理・水質管理計画書 | 阿武隈川下流域下水道事業 | 7 | 表3.1-3にある“運転管理目標値”と、令和4年度年間運転管理・水質管理計画書P3表1.2-1にある“運転管理指標”の違いは何か（同じ表現は全ての下水道事業の計画書で使用されている）。 | 佐野副委員長 | 運転管理指標値は「運転管理を行ううえで、基準となるパラメータ指標の値」、運転管理目標値は「運転管理を行ううえで、（それ以下、あるいは以上で管理するという）目標となる値」です。例えば、下水処理の例でいえば、送風量が指標値、BODが管理目標値というような関係となります。計画書内で説明を追加致します。 | 運営権者 |
| 71 | 中期運転管理・水質管理計画書 | 阿武隈川下流域下水道事業 | 7 | 表3.1-3にある放流水残留塩素濃度と、令和4年度年間運転管理・水質管理計画書P3表1.2-1にある放流水遊離塩素濃度の値が異なっているが、どのような関係にあるのか。表3.1-3にある放流水残留塩素濃度のように、放流水残留塩素を0.05mg/L以内の範囲に留めることは現実的でない。同じ記述は全ての下水道事業の中期運転管理・水質管理計画書に見られるので確認をお願いしたい。 | 佐野副委員長 | 残留塩素の表記について、総残留塩素と遊離残留塩素が一部不明確だったため修正します。 ・年間計画書→総残留塩素として、記載の値も修正。 ・中期計画書→総残留塩素として表記するよう修正。 ご指摘の放流水残留塩素の目標値は、0.15±0.05ですので、0.1～0.2mg/Lを意図しております。 (阿武隈川下流は0.2±0.1、他の流域は0.15±0.05) | 運営権者 |
| 72 | 中期運転管理・水質管理計画書 | 吉田川流域下水道事業 | 2,6 | 表2.1-1の「水量の均一化を図るため、運転間隔を注意」と表3.1-2の「各ポンプ場の汚水滞留時間を短縮」は両立可能？考え方を教示願いたい。 (他の流域下水道も同様の記述有) | 細川委員 | 腐敗対策と水量均一化はトレードオフの関係にあると考えています。そのため水温上昇期(夏季)は腐敗対策を重視し、集水幹線が長く腐敗対策が必要なポンプ場に絞って実施します。なお腐敗の判断はpHを測定し確認が可能です。一方で腐敗進行の遅い(流入水量が多く槽内の滞留時間の短い)ポンプ場では、貯留域を有効的に活用し、腐敗に注意しつつ水量負荷の平準化を図ることを計画しています。具体的にどのポンプを対象にして、どのような基準で運転するか等については、事業開始以降に慎重に判断して参ります。 | 運営権者 |
| 73 | 中期運転管理・水質管理計画書 | 全事業 | 20 | いつの段階で、ファックス→ICT化が実現できそうか？ | 増田委員 | 第二料金期間(令和6年度～令和11年度)中の予定です。ただし、非常時の複線化のためFAX連絡の維持を否定するものではありません。 | 運営権者 |
| 74 | 年間運転管理・水質管理計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用下水道事業 | 15 | 巻末資料1「組織体制表」 年間事業計画書(大崎広域、仙台北部工水)P.5 図3.3-1との整合性は(配置図が違うのでは)？ | 今井委員 | 齟齬がある部分については確認して修正致します。 | 運営権者 |
| 75 | 年間運転管理・水質管理計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用下水道事業 | 20 | 巻末資料4 電話番号、FAX番号が空欄の連絡先があるか？ | 今井委員 | 一部、引継ぎおよび確認が済んでいない情報があるため、県に事業計画書の承認を頂く前には連絡先を確認し記載します。 | 運営権者 |
| 76 | 年間運転管理・水質管理計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用下水道事業 | 56 | 別表1 水質基準項目 47 pH値、48 味、49 臭気、50 色度、51 濁度等はP.61 別表5 処理工程毎日試験では1回/日と記載されており、記載が矛盾しているのではないかと。この計画書の閲覧者に誤解を招くので、修正が必要と考える。 | 今井委員 | 別表1の水質基準項目は、水道水の要件として定められている、法令上の義務項目です。別表5の処理工程毎日試験は、浄水処理を行う上で実施する管理のための試験となり、目的が異なります。誤解を招かないよう、それぞれの位置づけについて追記等を検討します。 | 運営権者 |
| 77 | 年間運転管理・水質管理計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用下水道事業 | 16 | 巻末資料2 「従事者一覧表」 令和4年度 年間運転管理・水質管理計画書(仙南・仙塩広域)P.18「従事者一覧表」では、一部従事者氏名が記載されているが、1月末現在の従事者の確保状況は？ | 今井委員 | 事業開始時点に必要な人員数、資格保有者等の人材を概ね確保できています。 | 運営権者 |
| 78 | 年間運転管理・水質管理計画書 | 仙南・仙塩広域水道用水供給事業 | 20 | 巻末資料4「主要監視項目一覧」 摘要欄に「工事中」、「運用停止」と記載されている監視設備があるが、いつ時点の記載かR4年4月時点ではどのような状況になるのか？ | 今井委員 | 令和2～3年度の現状を示しております。令和4年4月時点は現状踏襲を基本としつつ、今後の運用方法について検討し、令和5年以降年間計画・中期計画に反映する予定です。 | 運営権者 |
| 79 | 年間運転管理・水質管理計画書 | 仙塩工業用下水道事業及び仙台圏工業用下水道事業 | 7 | 3.1 管理目標値 過去5年間・・・ 3.2 削減方法等 3.1.1 多様な電力調達と管理による動力費の削減 見出しの附番がおかしいのではないかと？ | 今井委員 | 附番ミスについて修正を致します。 | 運営権者 |
| 80 | 年間運転管理・水質管理計画書 | 鳴瀬川流域下水道事業 | 2 | 表1.2-1の放流水残留塩素の項目の記述内容について、他の下水道事業では季節ごとに異なる値が設定され、かつ接触時間が記入されているが、鳴瀬川だけ簡略されているように見える。何か理由があるのか。 | 佐野副委員長 | 鳴瀬川流域については塩素混和池が無く放流水路で接触しています。このため既存の年報にも接触時間の記載が無く、記載の対象外と考えております。 季節ごとの数値は年報の実績数値を整理したものであり、特に簡略化を企図したものではありません。 | 運営権者 |
| 81 | 中期保守点検・修繕計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用下水道事業 | 5 | 図1.1 年間事業計画書(大崎広域、仙台北部工水) 図3.3-1と表記に齟齬があるのではないかと？北北上工水事業所長 大崎広域水道・仙台北部工業用下水道事業所 | 今井委員 | 修正し、表記を統一します。 | 運営権者 |

●各事業計画書に対する意見等

資料5

| No. | 計画書名 | 法人/事業別 | 頁 | 意見 | 名前 | 回答又は対応方針等 | 回答者 |
|-----|--------------|---------------------------|------|---|------|--|------|
| 82 | 中期保守点検・修繕計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水事業 | 9 | 表1-6 ①等は何を示すのか？ | 今井委員 | 定期点検実施の頻度を意味します。例として②にはすべての（1,3,6か月）点検が含まれません。説明の追加を検討致します。 | 運営権者 |
| 83 | 中期保守点検・修繕計画書 | 全事業 | 1 | 保守点検の実施方針については、センサー等を活用した予防保全中心の保守点検計画を策定しているが、現地での確認等により設備の不具合が発見されるケースもある。事業開始直後における巡回点検の頻度等を含めて、現行と比べ同等以上となっているのか確認させていただきたい。 | 菊池委員 | 来年度は現事業者が実施している巡回点検頻度等を引き継ぎ、その翌年から順次センサーによるものに置き換えていきます。なお、置き換えていく場所やセンサーの管理方法に関しては当該の年間事業計画を提出する際に、県の確認を頂く予定です。 | 運営権者 |
| 84 | 中期保守点検・修繕計画 | 全事業 | 4 | 図1-1～3で、保全部門の統合後の体制（自動化による負荷軽減？など）は十分か？ | 増田委員 | MDP機能の有効活用、センシング技術の導入、職員のマルチスキル化等を通して、業務効率化・負荷軽減を想定しているため、お示した体制で十分と判断しております。ただし、体制の変更に業務内容を確認し、必要があれば体制変更をすることもあり得ます。 | 運営権者 |
| 85 | 年間保守点検・修繕計画書 | 全事業 | 2 | 表-1-1について、機器名、設置年等の基礎情報のMDPへの登録は3月末までに全て完了する＝4月当初から入力可能という理解でよろしいか？ | 細川委員 | 保守管理ツールの運用を4月から開始するため、ご理解の通りです。 | 運営権者 |
| 86 | 年間保守点検・修繕計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水道事業 | 7 | 保守点検に関して、設備・機器を停止する場合もあると記載があるが、平常時はこれまでと同様な程度でのものと考えてよいのか。 | 尾形委員 | ご理解の通りです。 | 運営権者 |
| 87 | 年間保守点検・修繕計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水道事業 | 7 | 緊急点検において、県に報告の対象となるような重大な影響等は、概ねどの程度からを想定しているのか。 | 尾形委員 | 処理能力の低下や浄水場外部へ悪影響が出る可能性のあることを判断基準としています。 | 運営権者 |
| 88 | 年間保守点検・修繕計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水事業 | 22 | 3.4 協会の安全衛生管理 SPCが発注する工事で下請負契約の総額が4,000万円未満の場合、建設業法による施工体制台帳をSPCは作成するのか？ | 今井委員 | 運営権者は元請ではなく、運営権者から工事を受注した請負業者が元請となり建設法に定められた対応を実施することとなります。 | 運営権者 |
| 89 | 改築計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水道事業 | 14 | 表3.1-1 「黄色マーカーの工事は、仙北工水との共有資産として扱う。」とはどのような内容か？ 工事に要した費用を上水、工水でどのような負担割合とするのか。 工事に要した費用は、資産として計上されることになると考えるが、減価償却などの資産管理は誰が行うのか？ | 今井委員 | 大崎広域水道では、着水井までの施設、設備や管理棟（電気設備含む）を仙台北部工水と共用しており、共有資産という位置づけになっております。黄色マーカー部分はこの共有資産に該当するものです。 負担割合（資産割合）については、公募条件により上水93.2%、工水6.8%としています。運営権者が更新した施設は県が引き受け、県の資産として計上することとなるため、減価償却等の資産管理は県が行います。一方で、運営権者において当該費用は「更新投資に係る資産の償却費」として無形固定資産として償却します。 | 運営権者 |
| 90 | 改築計画書 | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水道事業 | 21 | 複数年度にわたる工事は、年度を跨ぐ1本の工事として契約するのか？ | 今井委員 | ご理解の通りの計画です。 | 運営権者 |
| 91 | 改築計画書 | 仙南・仙塩広域水道用水供給事業 | 23 | No.5 場外 4箇所 受水流量計更新工事 施工場所は水道局用地か公道か？ 公道における施工の場合、道路占用手続は必要になるのか。 道路占用手続が必要になった場合、誰が許可手続を行うのか？ | 今井委員 | 全て敷地内の工事です。なお、公道における工事が発生する場合には、道路占用手続許可の手続きを運営権者にて行います。 | 運営権者 |
| 92 | 改築計画書 | 各流域下水道事業 | 8 | 2.2の文中、対策方針として「先送り」という表現が使われているが、適切な修繕等を施した上での改築の先送りということではよろしいか？ | 細川委員 | ご理解の通りで、当初計画では改築を予定していたものの、修繕等の適切な管理の下、改築時期が先送りできると判断した場合を想定しております。 | 運営権者 |
| 93 | 改築計画書 | 各流域下水道事業 | 9,10 | 表3.1-1の工事のパッケージ化についての基本的な考え方（時期、場所、機能的な関連性など）を教示願いたい。 | 細川委員 | 機械設備、電気設備等の異なる工種をパッケージ化する場合には機能的な関連性を、水質計器等の単品機器の更新については場所や時期等を踏まえて、メリットが得られるものとはパッケージ化することを基本的な考え方としています。 | 運営権者 |
| 94 | 改築計画書 | 各流域下水道事業 | 別紙1 | 工事毎に設計費用を示しているが、実際には設計はまとめて実施という理解でよろしいか？費用も一括実施のものを算出して、それを分割しているということではよろしいか？ | 細川委員 | 全てをまとめることは想定しておりませんが、時期や事業が同じものは、一括して実施することも検討しております。費用算出の考え方についてはご理解のとおりです。 | 運営権者 |
| 95 | 改築計画書 | 全事業 | | 統合型管理制御システムのための更新は、第1期料金期間内で完了するのか？ 前倒して、早期の統合型管理制御システム導入は可能か？ | 増田委員 | 全体の完成は第二料金期間中となります。監視装置は極めて重要な施設であるため、ある程度時間をかけて慎重かつ段階的な設計施工（切り替え）が必要なこと、さらに投資財源の確保の観点から前倒しは困難と考えております。 | 運営権者 |
| 96 | 運営事業BCP | 法人版 | 5 | 他の自然災害（噴火～）では、「本計画の準用」で十分か？ 事業編5頁には記載あり | 増田委員 | 県企業局BCPを参考に、法人版BCPでは地震を例として非常時業務を定義し、法人版危機管理マニュアルにて各災害の対応手順を記載する建付けにしています。 | 運営権者 |

| No. | 計画書名 | 法人／事業別 | 頁 | 意見 | 名前 | 回答又は対応方針等 | 回答者 |
|-----|-------------------|---------------------------|--------|--|--------|--|------|
| 97 | 運営事業BCP | 法人版／9個別事業統合版 | 12, 22 | 非常時における復旧の発注先は、前記「チームビルディング」の活用と考えて良いか。 | 尾形委員 | ご理解の通り、地元の株主企業3社を中心とした「(その他の地元企業を含む)チーム」活用を第一に考えておりますが、大規模災害等の場合には、状況により都度対応可能なサプライチェーンの活用も行います。 | 運営権者 |
| 98 | 運営事業BCP | 9個別事業統合版 | 5 | 1.7の文中の図1.8-1は図1.7-1の間違い | 佐野副委員長 | 誤記でございましたので修正致します。 | 運営権者 |
| 99 | 運営事業BCP | 9個別事業統合版 | 5 | みやぎ型DXプラットフォーム(MDP)の運用について。MDPユーザー側のアプリケーション仕様について(仕様可能な機器の形態等)教えて欲しい。また、危機管理時の情報管理は災害対策本部(RET)のどのセクションが対応するのか。中期事業計画書(法人版)p.3には人事総務グループが「災害発生時の対応(主管)」記されている。MDPによせられる様々な現場からの緊急情報に対する本部の対応体制の詳細を教えてください。 | 内田委員 | 前段のMDP利用端末に関する要件に関しては、通常使用するユーザー側のアプリケーションは、一般的なHP閲覧等に利用できるWeb環境(スマートフォン、タブレット、PC)であれば接続・閲覧が可能ですが、接続に当たってはID、パスワードが必要になります。後段の危機発生時の情報管理に関しては、平常時における、BCM活動などの災害対応準備活動の主管は人事総務Grとしています。発災しRETが立ち上がった場合は、人事総務グループはRETの総務を担い、現場からの緊急情報の管理を担います。 | 運営権者 |
| 100 | 運営事業BCP | 法人版 | 9, 18 | 通信や電源の確保は、これで十分か? | 増田委員 | 法人版の記載は当社本社における対応を記載しておりますが、通信については、通常のFAXや電話に加え、MDPや衛星電話も配備し、可能な限りの連絡手段を用意して複線化しています(各機場内ではなく県庁の徒歩圏に本社を立地したのもその一環となります)。電源については、本社災害対策本部として最低限必要な機器は、一部の照明やスマートフォン、タブレット等の通信端末用であることから、それらを賄うに足る大容量のバッテリーを用意するとともに、電源途絶からの復旧に時間がかかることが明らかな場合は、非常用発電機等のある近隣の機場や構成員の拠点へ災害対策本部を移す計画にしています。 | 運営権者 |
| 101 | 運営事業BCP・危機管理マニュアル | 全事業 | | 仮に断水等が避けられない場合など、SET→RET→県→利用者の情報伝達は、途絶しないか? 衛星電話は、どこまで有効か? | 増田委員 | 衛星電話でも絶対途絶しないとは言いきれないと考えておりますが、その他の通信手段を複数確保することで各情報伝達プロセスにおける通信途絶リスクの極小化を図ります。 | 運営権者 |
| 102 | 危機管理マニュアル | 法人版 | 26 | 水質汚染事故対応手順について。地震や大雨浸水等の災害により二次的に発生する可能性のある有害物漏洩や濁水の大量発生等による水質汚染事故については、地震等への対応手順とは別に「水質汚染事故対応手順」に従うのかどうか。 | 内田委員 | ご理解の通り、二次的に発生する水質汚染事故については、その事象に応じて水質汚染事故対応手順等に従い対処します。 | 運営権者 |
| 103 | 危機管理マニュアル | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水道事業 | 10 | 表3.3-1 配備体制の基本 年間事業計画(大崎広域、仙台北部工水) P.5 図3.3-1の人数とどう整合するのか? | 今井委員 | 齟齬がある部分については確認して修正致します。 | 運営権者 |
| 104 | 危機管理マニュアル | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水道事業 | 42 | 8.4 詳細事項 (1)毒劇物混入による魚類の監視 「・・・。表に魚類監視水槽による要領を示す。」と記載されているが、どの表か? P.42～P.46まで他ページと異なり表○という番号が示されていない。 | 今井委員 | 表8.4-1が対象となります。表番号の抜けについて追記修正を致します。 | 運営権者 |
| 105 | 危機管理マニュアル | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水道事業 | 51 | 運営事業BCPと危機管理マニュアル(法人版)では、単に「感染症手順」であるが、各事業においては「新型コロナウイルス感染症対応手順書」としているが、新型コロナウイルス感染症に特化したものと理解してよいか。この場合、他の感染症の場合の対応はどうなるのか。 | 尾形委員 | 主に新型コロナウイルスや新型インフルエンザを想定しており、主に従事職員の感染防止と業務リソース不足への対応を記載しています。他の感染症に対しては、その感染症の特性に応じて対応を検討します。 | 運営権者 |
| 106 | 危機管理マニュアル | 大崎広域水道用水供給事業及び仙台北部工業用水道事業 | 51 | 配備体制表において、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言と県感染ステージの関連性を示せないでしょうか。 ※「蔓延防止重点措置」⇒「まん延防止等重点措置」では? | 尾形委員 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく措置等の内容は、必ずしも感染ステージと対応するとは限らないため、配備体制表において関連する記載をすることは難しいものと考えています。 | 運営権者 |
| 107 | 危機管理マニュアル | 各流域下水道事業 | 29 | 主流入ゲートを絞ることによる上流部への影響(溢水、流入制限)はないものと考えてよろしいか? ゲート操作を行う際意思決定プロセスは明確に定められているか? | 細川委員 | 流入ゲートの操作によって上流へ影響が出ることは想定されています。そのためのその操作ルール(判断基準とする流入きょ水位や意思決定フロー等)に関して、業務開始までに県および現事業者との引継ぎを明確化して参ります。ただし、現状の考え方と変更する予定はありません。 | 運営権者 |
| 108 | 自由記載 | | | 提案概要P27に記載されていた「一時的な収支悪化等の事態に備え代表企業の株主融資枠10億円を設定します」と記載されている株主融資枠の契約内容につき確認したい。 | 田邊委員長 | 借入ニーズ発生時の状況に応じて柔軟な対応ができるよう上限枠のみを設定し、金利条件、貸付期間等の定めは現時点では行っておらず、枠設定に対する対価も設定しておりません。一方で突発的な事象により、一時的に資金が不足した場合には、緊急的に融資を行うことを株主間契約及び融資契約の中で定めております。 | 運営権者 |

| No. | 計画書名 | 法人/事業別 | 頁 | 意見 | 名前 | 回答又は対応方針等 | 回答者 |
|-----|------|--------|---|---|--------|--|--------|
| 109 | 自由記載 | | | 現時点における引継ぎスケジュールと進捗状況についてご教示いただきたい。 | 田邊委員長 | 3月末までの引継ぎ完了を目指し、3か月間の引継ぎ計画工程を策定して運用しています。1～2週間単位で進捗状況の確認を実施しており、現時点で大きな課題は生じていません。事業開始時点の従事者の確保にも概ね目途がつき、当初の計画通り、株主からの出向者、新規採用者、そして既存従事者からの転職予定者のバランスが取れた体制となっております。新規採用者に関しては法令で定められた特別教育や維持管理業務に関する研修を実施し急ピッチで人材教育を図っています。なお、新型コロナウイルス感染症対策により一部対面での引継ぎが制限される状況がありますが、書面やビデオ等を活用した引継ぎや優先度をつけた計画見直しにより、現業務に影響が出ないように留意して進めています。 | 運営権者 |
| 110 | 自由記載 | | | 西暦表記と元号表記はどちらかに統一していただきたい（ほぼ元号表記だが一部西暦表記もあるので）。 | 細川委員 | 令和〇年（20XX）という表記を原則として編集しておりましたが、一部統一しきれていない部分がありましたので、修正を致します。 | 運営権者 |
| 111 | 自由記載 | | | 事業期間内に何かしらの見直し・改定等が行われる場合、蓄積されたデータに基づいて判断する必要がある。データの信頼性を損なうような整理や管理が行われることがないよう、十分に注意していただきたい。 | 佐野副委員長 | データに限らず、事業運営情報全般に関してご指摘の点に十分留意して業務を進めます。 | 運営権者 |
| 112 | 自由記載 | | | (株)みずむすびサービスみやぎ の出資者とその持分割合を教えてください。 | 橋本委員 | (株)みずむすびマネジメントみやぎの出資者と持分割合と概ね同じです。 | 運営権者 |
| 113 | 自由記載 | | | (株)みずむすびマネジメントみやぎ及び(株)みずむすびサービスみやぎの職員配置表（出向者、転籍者、新採用等も含む） | 橋本委員 | 職員の採用区分は、いずれの計画においても記載する予定はありません。 | 運営権者 |
| 114 | 自由記載 | | | 事業計画に対し、県企業局で実施した確認とその結果を教えてください。 | 橋本委員 | 各事業計画書は、昨年10月にドラフト版の提出を受けた以降、構成や記載内容について運営権者と意見交換を重ねてまいりました。11月には関係市町村の意見を伺い、運営権者において各計画に反映し、12月末に正式に案の提出を受けたもので、要求水準書等の契約図書に規定した記載事項は、全て記入されていることを県において確認しております。なお、本委員会でのご意見や、現在各浄水場等で行われている業務引継を踏まえ、運営権者は引き続き各事業計画書を修正し、再提出を受けた後、県が再度内容を確認し、期限までに承認してまいります。 | 県 |
| 115 | 自由記載 | | | 利用料金と毎月の収受額の関係をお願いします。 | 橋本委員 | 利用料金は実施契約書別紙10-2（P107）に規定した計算式により、月次運営権者収受額に当月の水量実績を乗じて算出されるものとなります。実施契約書別紙10-1（P105-106）には公募時点における長期水量見込が規定されており、当月の水量実績が長期水量見込みと一致した場合には、当月の料金は運営権者収受額と同額となります。すなわち、運営権者の損益計算書における営業収益（売上高）は、長期水量見込通りの水量実績であるものと仮定した場合の利用料金額となっています。 | 県 |
| 116 | 自由記載 | | | (株)みずむすびマネジメントみやぎ及び(株)みずむすびサービスみやぎの株主構成（株主およびその持分割合）の変動はあり得るのでしょうか。 | 橋本委員 | 実施契約書第74条第2項（P34）の規定により、運営権者の株主構成の変動はあり得ますが、新たな出資者に議決権株式を新規発行する場合には県の事前の承認が必要となります。また、同条第3項の規定により、運営権者は、事業期間中、県の事前の承認を得ることなく、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、組織変更その他会社の基礎の変更を行うことはできません。なお、株式会社みずむすびサービスみやぎの株主構成については、運営権者の提案書において、SPCと同等の出資比率とするものとされており、大きな変動はないものと理解しております。 | 県 |
| 117 | 自由記載 | | | 県企業局では、今後の職員の水道事業に関連するノウハウの獲得と蓄積をどのように進めていくのか、計画等がありますか。 | 橋本委員 | 県では、水道事業者としての責任を果たす上で、職員の専門的な技術や経験の維持・蓄積が重要であると認識しており、これまで様々な研修の実施や技術マニュアルの整備など、職員の技術継承に努めてきました。今後も、運営権者が導入する統合型運転監視システム等の新技術に対応するため、連携協定を締結している東京都水道局が開催する高度技術研修や、運営権者が開催する研修、外部の専門研修への参加を進めるなど、引き続き職員の技術力の維持・向上を図り、運営権者の業務内容をしっかりと監視できる体制を構築していきます。 | 県 |
| 118 | 自由記載 | | | 県民や関係市町村等との連携による強靱な上下水道ネットワークの構築に向けて、関係市町村が運営する事業に直接影響を及ぼす情報については、県又は運営権者より関係市町村に必要十分な情報を提供するとともに、当事業にかかる県民への丁寧な説明に継続して取り組んでいただきたい。 | 菊池委員 | 関係市町村の事業に必要な情報は、これまでと変わらず共有してまいります。また、県民にみやぎ型管理運営方式を正しくご理解いただけるよう、県と運営権者が連携し、引き続き様々な手法を活用して周知に努めてまいります。 | 県・運営権者 |

●各事業計画書に対する意見等

資料5

| No. | 計画書名 | 法人/事業別 | 頁 | 意見 | 名前 | 回答又は対応方針等 | 回答者 |
|-----|------|--------|---|--|------|--|------|
| 119 | 自由記載 | | | 契約という観点で見ると「みずむすびマネジメントみやぎ」と「みずむすびサービスみやぎ」は別会社であると考えられるが、計画書では「みずむすびマネジメントみやぎ」と「みずむすびサービスみやぎ」を分けずに記載されているのは、運営上の問題はないのか。 | 今井委員 | (非開示情報を含む) | 運営権者 |
| 120 | 自由記載 | | | 工事に起因する人身事故（負傷、死亡）の対応は | 今井委員 | 運営権者が発注する工事における人身災害は、労災事故の対応となりますので、元請事業者と協力し労働安全衛生法、労働基準法に基づいて適切に対応し、再発防止措置を講じます。 また、県発注工事等の事故発生報告に準じて、県に対しても速やかに事故報告を行い、指示等に従います。 | 運営権者 |